

第3回秋田県たばこによる健康被害防止対策検討委員会

議事概要

- 1 日 時 平成30年8月8日（水） 午後2時～
- 2 場 所 ルポールみずほ（秋田市）
- 3 委員の出席
出席委員数： 11名
- 4 報 告
 - （1）検討委員会の位置づけについて
 - （2）秋田県の受動喫煙防止対策を取り巻く環境について
 - （3）秋田県の取組状況について
- 5 協議・意見交換
 - （1）たばこによる健康被害防止対策に関する方針案について
 - （2）今後の進め方について

議 事 概 要

開会宣言、健康福祉部次長のあいさつの後、三浦委員長が進行した。

○三浦委員長

平成28年の県別の健康寿命では、秋田県男性は46位、熊本県がデータに入っていないので実質最下位で、女性は33位である。平均寿命のワーストを競う青森県が健康寿命では男性34位、女性20位となっており、この違いは一体何なのか。

また、平均寿命はずっと長野県が1位であったが、若干ではあるが滋賀県に追い越されている。滋賀県の対策が報道されていたが、たばこ対策をかなり前から一生懸命やったことが一番だったのではないか、ということであった。

オリンピックを前に国では健康増進法が改正され、東京都にも受動喫煙防止条例が制定された。これに先駆けて今年4月からは、東京都子どもを受動喫煙から守る条例が施行されている。

(この委員会では)秋田県での受動喫煙防止対策をやっていききたいと思うので御協力をお願いしたい。

一次第4報告(1)検討委員会の位置づけについて、(2)秋田県の受動喫煙防止対策を取り巻く環境について、(3)秋田県の取組状況について、次第5 協議・意見交換(1)たばこによる健康被害防止対策に関する方針案について、(2)今後の進め方について、資料により、事務局から報告のうえ、意見交換を実施した。ー

○三浦委員長

資料に関する質問はないか。

資料7の平成30年度の基本的な考え方のポイントのマルの4つめ、「県民をたばこによる健康被害から守るために、法律以上の規制が必要ではないか」は、法律を含めた規制か。

○事務局

資料7に参考として記載している、健康増進法一部改正と東京都条例の例で御説明すると、法律で、小中高等学校等は「敷地内禁煙(屋外に喫煙場所設置可)」となっているところを、東京都では、それ以上の規制として「屋外に喫煙場所設置不可」としている。これを行うために条例で規定していくという手続きになる。そういったところが必要かどうかについて、御意見をいただきたい。

○三浦委員長

今回、国の法律や東京都条例でも議論されていた飲食店の面積のこともあるが、飲食業の長澤委員は、どのようにお感じか。

○長澤委員

業界的には小規模店舗が多いため、営業にだいぶ影響するという点で反対意見が多かったのだが、今回、国で法的措置がされたので、それに沿って対応していくという声はほとんどである。

県内の業界の経営者に聞いたところでも、経営者でたばこを吸わない方もたくさんいらっしゃるが、経営的にはやはりちょっと厳しいんじゃないかと。実際、神奈川県で条例が定められた際には、業界全体の3割くらいの売り上げを失ったと聞いている。今もなかなかその辺が理解を得られないというか、そういう声もある。

今のところ、受動喫煙に対しては、愛煙者、たばこを吸わない方の双方で共存できる道を探っているというところである。

○三浦委員長

今回の法改正の100㎡という面積についてはいかがか。

○長澤委員

よく聞かれることでは、都会では店舗が狭いところが非常に多いが、地方では経営者1～2名のところであっても意外に広い店舗がたくさんある。そういうところでは悲鳴をあげているところが多いかと思う。

○三浦委員長

喫煙者と非喫煙者の住み分けが非常に難しい業界として、旅館、ホテル業ではいかがか。

○浅利委員

長澤委員の意見と概ね一緒の考え方である。

受動喫煙を防止していきたい等、様々な面については基本的に賛成である。業界、宿泊施設の考え方としては、今回、国から様々出ており、こういったことであれば従っていきたいし、守っていけるのではないかと、守っていくべきだという認識である。比較的、料飲よりも営業面積が大きいということもある。

基本的な考え方のポイント4つめの「県民をたばこによる健康被害から守るために、法律以上の規制が必要ではないか」という点については、業界としては、国の法律の範囲内で進めさせていただきたいと組合員は考えているということを申し上げる。

○三浦委員長

事業所も非常に対策が難しいという話もあるが、石黒委員に伺いたい。事業所全体から、法律も動いている中で会社でも対策をたてていくことがないか、そういう機運は今あるか。

○石黒委員

参加団体としては若い世代として参加させていただいているが、社業におきかえて発言させていただくと、敷地内は禁煙にはしていないが、時代の流れもあり建物内は禁煙にしている。サービス業、卸小売業をさせていただいており、そういう意味では時代の流れにのっていると考えている。

○三浦委員長

秋田テレビ(株)では、会社の中に空気清浄機があったかと思うが、今はどうなっているか。

○石塚委員

今は、建物内禁煙であり、敷地内に区切られた天井のない吹きさらしの3坪ほどの空間があり、そこだけで喫煙可としている。冬場は寒い中で喫煙するという、病気を発症しやすい環境であり、逆にそういう環境の中で吸っているという状況があることは大丈夫なのかと思う。

○三浦委員長

観光面で、例えば観光バスは禁煙となっているか。

○庄子委員

バスは、ほぼ禁煙になっている。乗り物については、だいたいそういう動きになっている。

○三浦委員長

観光業界でもたばこを吸いたい方、吸わない方が一緒に行動したり、施設で受け入れられたりということがあると思うが、対策はどうなっているか。

○庄子委員

宿泊施設は、喫煙、禁煙の部屋で事前に予約するが、それを指定していない方がフロントに来て、喫煙の部屋がない、禁煙の部屋がない、といった押し問答をするという話は聞いている。

観光施設に関しては、喫煙場所を作ることによって館内禁煙ができていると思う。

飲食を伴う施設の場合は難しい。飲食を伴う場合は、基本的にはお酒の売上げでもっているところも多い。だいたい、たばこを吸われる方が基本的にお酒を多く飲まれるので、その辺を区別してしまうと苦しいのではないかという話はよく伺う。

個人的には厳しくなることは結構だと思っているが、観光業界のことを考えるとあまり厳しくしすぎると、マナー違反を生むこともあるので、分煙に関してはよく考えて、施設を作るにしても施設を作らなければならないというルールが出来ると、補助金をくださいという話にもなりかねないので、バランスをとった考え方が必要ではないか。

○三浦委員長

県内の市町村庁舎の禁煙がなかなか進んでいない。(本日出席の)男鹿市は建物内禁煙である。他の市町村から何か話は聞いていないか。法律が変わるにあたって、あるいは、県庁では議会も含めて敷地内禁煙となっていることに、クレームや議員さんなどからも何か話はないか。

○柏崎委員

男鹿市は敷地内に喫煙のプレハブがある。少し遅れて議会も禁煙となった。議員さんがたばこを吸いたい場合は職員と同じところで吸う。あまり苦情は出なかった。リラックスするために吸っているのだから、喫煙場所での議員さんとの情報交換が議会中もリラックスできるという変な効果もある。

市役所を訪れる方は、長居する方はいないので、来庁者から喫煙場所がないかという御意見はない。職員に関しても、市役所の建物が5階建てで喫煙場所まで行くにも遠くなく苦にはならないので、施設内禁煙は今のところ順調である。その場所が無くなって完全禁煙になるとなかなか難しい。いずれにしても禁煙する対象は職員と議員ということになる。

○三浦委員長

事業所の喫煙率は全国的にみても、良くて30%台、40%台、中には50%台となっている。そういう方たちの健康管理を担う協会けんぽの二田委員に伺いたい。

会社に入る時はまだ吸っていなくても上司が吸うので自分も吸わざるを得ないというような環境もあるかと思う。事業所等に健康管理しながら、たばこをやめましようという啓発はしていると思うが、今後協会けんぽとしてはいかがか。

○二田委員

県民の1/3を占める保険者である協会けんぽの28年度の検診結果では、秋田県の30代男性56.0%、40代は55.2%、50代は47.3%である。20歳から80歳まで全部含めると47.8%の男性が喫煙をしている。県の中でも協会けんぽの事業所の加入者の方の喫煙率が高い現状であることから、県と一緒に秋田県受動喫煙防止対策ガイドラインをもとに受動喫煙防止の宣言事業所の登録事業を推し進めているが、なかなか難しい状況ではある。

事業主の理解はだんだん進んできている。健康経営の考え方では、従業員は財産である、少子高齢化で働き手は60歳定年ではなく、病気でなければ働くことができるという時代であるので、多くの健康被害があるたばこについては事業所の対策は少しずつ進んでいる。

また、資料8「県民意見聴取結果」の旅館、ホテルにおける喫煙、受動喫煙についての県民意見の中にもあるが、予約は禁煙ルームから埋まっていく、禁煙の部屋を探してインターネットで検索しても秋田県は禁煙の部屋が少なく、仕方なく喫煙の部屋に泊まることになる。そうするとサードハンドスモークと言われる、カーテンやカーペット、布団、まくら等から3次喫煙の害がある。

色々な問題があると思うが、秋田県の観光を売り出す中でその点も考えていただきたい。

○三浦委員長

外国では喫煙ルーム以外でたばこを吸うと2~3万円の罰金というところもある。確かに次に泊まる方が寝ていられない、厳しく対応する必要がある。

一方、東京都では4月から子どもを受動喫煙から守る条例が施行され、保護者に対して子どもがいる室内や車内などで喫煙しないことや対策をしていない飲食店に子どもを立ち入らせない等という努力義務がある。田村委員にお伺いしたい、子どもを診る医師の立場で、このような対策はここまで必要と考えるか。

○田村委員

対策は必要である。最近の研究では、受動喫煙により胎児期から脳血流が低下すること、乳幼児期から血管機能がすでに低下する可能性があること、などを示すデータも報告されている。たいていの親は赤ちゃんの前ではたばこを吸わないようにしていると思われるが、親が屋外で吸うだけでも子どもに何らかの影響が現れる懸念もあり、極力、子どもたちが受動喫煙の危険にさらされないような対策が必要である。

子どもの立場から言えば、自分の意思と関係のない受動喫煙によって引き起こされた血管機能の低下が、将来の肥満や成人病に関連する可能性があるということになる。言い方を変えれば、子どもの時から成人病をつくっているようなことである。小児科

医として、その点から厳しく対策すべきであるとする。

○三浦委員長

教育現場と医療を兼ねているので敷地内禁煙は当然やっていると思うが、赤十字秋田看護大学では、対策等はいかがか。喫煙する方もいらっしゃると思うが、どのようにされているか。

○阿部委員

大学は敷地内禁煙が守られている。大学全体の取組としての学生の禁煙対策は、現状把握も含めまだ進められていない。20歳は大学3年生であるが、すでに喫煙が習慣化している学生が決して少なくはないこと、また、若い世代の喫煙率が高いということを見ると、どの時期に、どういったきっかけで喫煙しているのか、そこは防止していかないと喫煙率の減少になかなか繋がりにくいのではないかという思いが非常に強くある。対策としては現状把握が先だと考えるので調べられればと思う。

○三浦委員長

改正された国の法律、東京都条例では罰則規定がある。今までの努力義務とは違い罰金がある。第1回、第2回のたばこによる健康被害防止対策検討委員会では、罰金までとるのは行き過ぎではないか、反対意見が多いのではないかと、という意見も多数あった。

今回、法律ができ、法律では罰金をとることとなったが、秋田県でも罰金を取るようなことが必要か。どのようにお考えか。

○加藤委員

法律に従ってということであれば、資料の「健康増進法の一部を改正する法律」を見ると、罰金といいながらも、違反が発覚してから、そこに至るまでにはかなりの段階がある。実際には罰金ではなく過料、刑罰ではない過料であるが、ここまでいく事案は特殊な例外的なもので、秋田の場合にこのような事案が生じるのかということ、その前の段階で改善が見られるであろう。もし、一定の指導にも従わない場合には罰則の適用もやむを得ないのだろうと考える。

○三浦委員長

県民性としてたばこで迷惑をしてもここは吸ってはいけない所だと直接言えるだろうか、そのくらい県民全体がたばこに対する意識をしっかりと持つ、あるいは、自分を守る気持ちになっていけるかということも大事である。

例えば、韓国、中国ではオリンピックをきっかけに建物内禁煙だが、韓国では目の

前でたばこを吸った人を店から出ていくよう叱りつけるそうである。中国では通報する。

できれば県民の皆さんに分かりやすく罰則付きということをよく理解していただけるような条例を目指していかなければいけないと考えている。

ここまでお一人ずつに御意見をお伺いしたが、御意見や御質問はないか。

○二田委員

一つ加えてお話をさせていただきたい。

基本的な考え方のポイントの3つめに、「未成年を受動喫煙にさらすことのない環境づくり」の項目がある。東京都の条例では、小中学校、高等学校は喫煙場所設置不可、法律では設置可となっている。小中学校の授業で受動喫煙の話をさせていただく際に、「にしていると受動喫煙になる」、「皆さんが被害を受けている」、ということをお話すると、「じゃあ、僕は煙から逃げなければいけない」と言っていた。吸わない子どもたちが煙から逃げなければならぬ環境を作っている、大人はこれでいいのかと疑問である。

子どもたちは、これから県民として県を背負っていく。子どもを守るのは大人である。環境づくりとして、大人が子どもを守るために少し強いことを言ってでも進めていかなければならない。例えば、公園で子どもが煙から逃げるのではなく、大人はそこでは吸わないという意識を持たなければならない。少し時間はかかっても良いが、意識や措置状況など、少し強いもので少しずつ取り組んでいった方が良い。

○石塚委員

基本的な考え方のポイントの4つめの、「県民をたばこによる健康被害から守るために、法律以上の規制が必要ではないか」ということも議論の俎上にあるが、おそらく視野に入っているのは東京都の条例に対してどう考えるか、ということであると思う。

秋田県では、行政として10月1日から県職員は敷地内では吸わせない。小中学校の教職員は、県の職員ではないが同じような立場である。たばこを吸っている人のそばにいくとおいがして、それも受動喫煙であるということを専門の先生に聞いた。

子どもたちを守らなければいけない立場の人は、敷地内では、子どもと接する間は、我慢して吸わないという倫理観を持たなければいけないのではないか。小、中学校、高等学校、幼稚園、保育所については、秋田県でも条例で敷地内禁煙にするということはあると考えられる。

また、医療機関についても東京都条例では設置可となっているが、どのような経緯で設置可になっているか、もし分かれば教えていただきたい。大きいところではすでに敷地内禁煙になっているので医療機関ではすでに敷地内禁煙という意識にあると

思っていた。

○事務局

国の診療報酬制度において医療機能によって敷地内全面禁煙が規定され、医療機関の中には敷地内禁煙が義務づけられている病院もある。

東京都の例で、病院について喫煙場所設置可という点については、現段階で情報がないので改めて確認した上でお知らせする。

○三浦委員長

ホスピスのある所で、御本人が楽しみにしていることを奪ってよいのかという問題になったことがある。当病院でもホスピスがあるが、敷地の外に連れて行って吸っていただいている。病室で吸っていただいて御家族や職員に受動喫煙させる訳にはいかない。

精神科のある病院では、精神科の患者さんからたばこを取り上げることは大変であるということで認められた時代もあった。禁煙外来は敷地内禁煙が義務づけられているが、精神科病棟で吸っていただいていた精神科の病院が、禁煙外来を始めた時からの診療報酬を国に返還させられたという例もあった。もし、現在、病院に（喫煙室が）あるとすれば経過的な措置であると思う。学校や病院は敷地内禁煙であるべきである。

○石黒委員

若者代表としていただいていたので意見を述べる。

健康寿命日本一を目指している秋田県が、日本で一番低い、ワーストの所にいるのであれば、法律と同じ水準で動いていくのでは、他も同じ水準で上がっていくので、絶対に上がることはない。本当に健康寿命日本一を目指すのであれば、それ以上のことをしないと改善はしない、ということは数字上当たり前のロジックである。それくらいの覚悟をしなければ、言っているだけである。言っているだけということが結構多い気がする。

本気でやるのであれば、例えば、自分自身、秋田に戻って4～5年くらいになるが、宴会場でたばこを吸えることが当たり前なのはおかしいと思っている。自分も、もともとたばこを吸っていたので分かるが、吸いたい人はどういう状況でも吸うので、外でと言われれば外で吸うし、雪でも雨でも外で吸うので、外に出せば良い。秋田県は環境が悪いのでワーストであることは明白なので、極端なことをやるくらいが良い。

○三浦委員長

勤めている病院は敷地内禁煙であるので、職員もたばこを吸わない人を採用するが、時々吸っていると分かる時があり、問い詰めると採用の時には吸っていなかったとい

うこともある。

病院がそのような状況なので、例えば忘年会などの大きな会場でも完全禁煙である。みんながいる所では病院の外だから吸っていいということにはならない、そうでなければ何のための受動喫煙防止かということになるので、たいいていの大きな組織ではそうしていると思う。飲み会の席ではOKということにはならない。

○石黒委員

逃げ場所はあげないといけないので、絶対だめではなく、ここはいいという所を明確にした上で基本的にダメとする。

○三浦委員長

日本の場合、飲食店の皆さんは大変な思いをしていらっしゃると思う。吸いたい時は外に行って吸っていただければ良い。ポイ捨てや外の人に迷惑ではないか、ということもあるが、日本の場合、路上喫煙防止がずいぶん進んでしまい、建物の中がおろそかになってきたという歴史がある。いつとき外で吸う人が邪魔かもしれないが、飲食店の中では吸わないというルールが完全に出来てしまえば良い。

喫煙室であるとか、分煙という非常に不思議な考え方であるが、分煙では受動喫煙を防止することができない。受動喫煙を予防することと、吸える環境が少なくなるとそろそろやめようかと考える人も増えてきて喫煙率が下がっていく。今は受動喫煙であるが、能動喫煙についても、自分で吸う人も減らしていくことで、健康寿命の延伸に繋げるという考え方も重要である。

法律以上の規制という点で、東京都の条例が厳しい内容となっており、例えば、従業員のいる飲食店ではたばこはダメとしている。外国では、若者が働くことが多いが、子どもたちにバイト料を払うからたばこ（の煙）は我慢しろ、ということにはならないので当然の考え方だと思うのだが、国の法律では盛り込まれていない。東京都は条例で対応されている。

秋田県においては、どのようにお考えか。御意見のある方はないか。

飲食店で若者のバイトが使えなくなると大変か。

○長澤委員

お店の中では、お客さまがたばこを吸っても従業員はたばこを吸わない。お客さまの煙をあびることはあるが、従業員は仕事でたばこを吸うことはない。

○三浦委員長

子どもの対策も含めての受動喫煙ゼロである。秋田県でもそこまで取り組む必要があるという意識を持っていただきたい。

○田村委員

希望としては、小児科なので子どものお母さんのことがある。子どものお母さんたちがたくさんパートされている。その方が吸わなくても、副流煙によって、洋服や髪の毛に染みつく、そのまま家に帰ると子どもがいるということが現実である。完璧に全部ゼロにすることは確かに難しい、急には難しいということは今、話を聞いていて分かるが、目指すところはそこではないか、目標としては高くおいた方が良いのではないか。

(勤務している) 病院ではすべて敷地内は禁煙にしているが、よく見ると敷地内に駐めている車の中でたばこを吸っている。窓を閉めているからと言うが、閉めきってニコチンやタールが染みついた車に子どもを乗せていることになり、よろしいことではない。同じことがお店でも起こっている。急には出来ないということも分かるが、目指すところは高くても良い、高くあってほしい。

○三浦委員長

東京都でも努力義務ではあるが条例化されている。これは少し前向きに考えていただいても良い。

次に、資料10の「平成30年度の検討の進め方について」であるが、関係団体等からの意見ヒアリングの対象として、たばこ耕作、たばこ販売、保育の団体があるが、この他に意見が聞いた方がよいという御意見はないか。

○阿部委員

どういう目的でどのような内容をヒアリングするのか。

○事務局

検討委員会で御議論いただくにあたり、事務局が広く県民の意見を伺ったうえで、検討委員会に御紹介しながら、それももとにして御意見をまとめていただければと考えている。幅広く関係する団体から意見聴取を行い、検討委員会に報告させていただきたい。

○三浦委員長

たばこ販売、たばこ耕作組合については、JTが大きな力を持って活動されていることは皆さん御承知と思う。色々な所への喫煙室の設置やイベント会場での灰皿の設置を行っていると聞いている。国や県の方針を決める時に重しになるような気もする。たばこ耕作組合は生活に関わるという意見がある。たばこの葉は全量買い上げで、安定収入であり農家としてはありがたいシステムであろうと思うが、一般県民の健康を

害してまでということではないと思う。そういう点も考えながらやっていかなければ。これらの団体をヒアリング対象に入れることについては、御意見はないか。

○長澤委員

業界としては、J Tとは連携を深くしており、分煙対策に協力していただいている。(秋田)市内全域にJ Tから灰皿を提供していただいております、各店舗、お店の前に屋外の灰皿として置かせていただいている。

このメリットとしては、屋内で喫煙を控えたお客様が外で吸うということと、日中の路上喫煙の方、今まで川反ではポイ捨てが当たり前の状況であったが、屋外に灰皿を設置することで、たばこのポイ捨ての被害がかなり減った。夕方、お店に入る時には外の灰皿は満杯になっている。灰皿があればそこに入れるので、ある程度、喫煙者のマナーも向上したという声がまわりの店舗からもある。

○三浦委員長

灰皿の吸い殻はお店で捨てるのか。

○長澤委員

灰皿は、J Tから提供していただいているが、管理はお店なので、すべてお店で毎日掃除している。

○三浦委員長

J Tとしても国策としてたばこを売っているわけなので、あまり批判してもなかなか聞き入れてはくださらない。

加熱式たばこについては、東京都条例でも、健康被害が明らかになるまでの暫定措置として、(指定たばこ専用)喫煙室の中で食事しながら利用するのはかまわないとしている。紙巻きたばこほどではないとしても加熱式たばこの有害性が明らかになっているので、早く対応していなければならぬ。法律や条例の中ではこれに対する対策をきちんと明確にしていく必要がある。

ヒアリングを行う関係団体はこの3つでよいか。他に御意見はないか。
—特になし—

他に事務局でこのポイントを話し合っ欲しいという点はあるか。

○事務局

今までの御意見に含まれているところもあるが、基本的な考え方のポイントの4つ

めの「県民をたばこによる健康被害から守るために、法律以上の規制が必要ではないか」という、より強い規制の前提となる考え方としては、基本的な考え方のポイントのマルの2つめ、「受動喫煙の機会が多いのが飲食店や職場であるということ」、マルの3つめ、「受動喫煙の影響を特に強く受けるのが未成年者や子どもであるということ」という点から、法律以上の規制が必要な対象ではないか、という一つの考え方の提案である。よろしければ、マルの2つめ、3つめについて深めていただきたい。

○三浦委員長

法律以上ということであれば、東京都の条例のようなことである。国の法律が施行され、それに従うのだが、さらに秋田県で条例をつくるとすれば、さらにこういう所も含めるということである。

東京都では本来の受動喫煙防止条例のほかにも、子どもを受動喫煙から守る条例を作っている2本立てである。国がなかなか進まない中で東京都が進んでいったことによる。

東京都の条例以上のものをお考えの方はいらっしゃるか。国でも、飲食店の面積要件を小さくした方がよい、30㎡にしたら良いというようなことも、かなり議論されて100㎡に落ち着いた。浅利委員は100㎡が良いということであったが。

○浅利委員

国が100㎡である。

○三浦委員長

秋田県内でどのくらいの所が100㎡か。100㎡が妥当かどうか自体も分からない。吸いたい人は、喫煙室などではなく外で吸っていただきたい。

法律がこういう形で進んでいるので、条例があるとしても法律を超えるものとなる。子どもを守りたい、たばこを嫌いな方、未成年を守りたい、そういう意識の中でというということになる。

○石塚委員

受動喫煙について抵抗できない子どもたちがいる、小中学校、保育所、幼稚園については敷地内禁煙とするのが当然である。

同時に、昨年度の委員会でも話したが、啓蒙、教育として、副流煙の実際の影響について、吸う人はあまり意識が及んでいない人もいるかと思う。車の中で赤ちゃんを乗せてたばこを吸う女性の方は、子どもに対する影響がないと思っているからそういうことをしていると思うので、法的な規制もちろん大事であるが、それと併せて教育も一番大事ではないか。

○三浦委員長

子どもにたばこの煙を吹きかけたりすることは虐待であるという意見をお持ちの方もいる。

やはり知らないからである。条例の中に盛り込むとなればいい機会になる。最初は罰則のない努力義務だとしても、いずれは罰則付きになるということでも良い。

今日の議論の中でこの委員会でどのようなことが話されているかお分かりいただいたと思う。この委員会の中で今すべてに関して結論が出るわけではないので、持ち帰った上で、今後それぞれの立場でよりつつこんだ御意見をいただければありがたい。

ほかに特に御意見がなければ、本日いただいた御意見を事務局でまとめて、それをベースとして今後の検討を行ってまいりたい。

－以上－